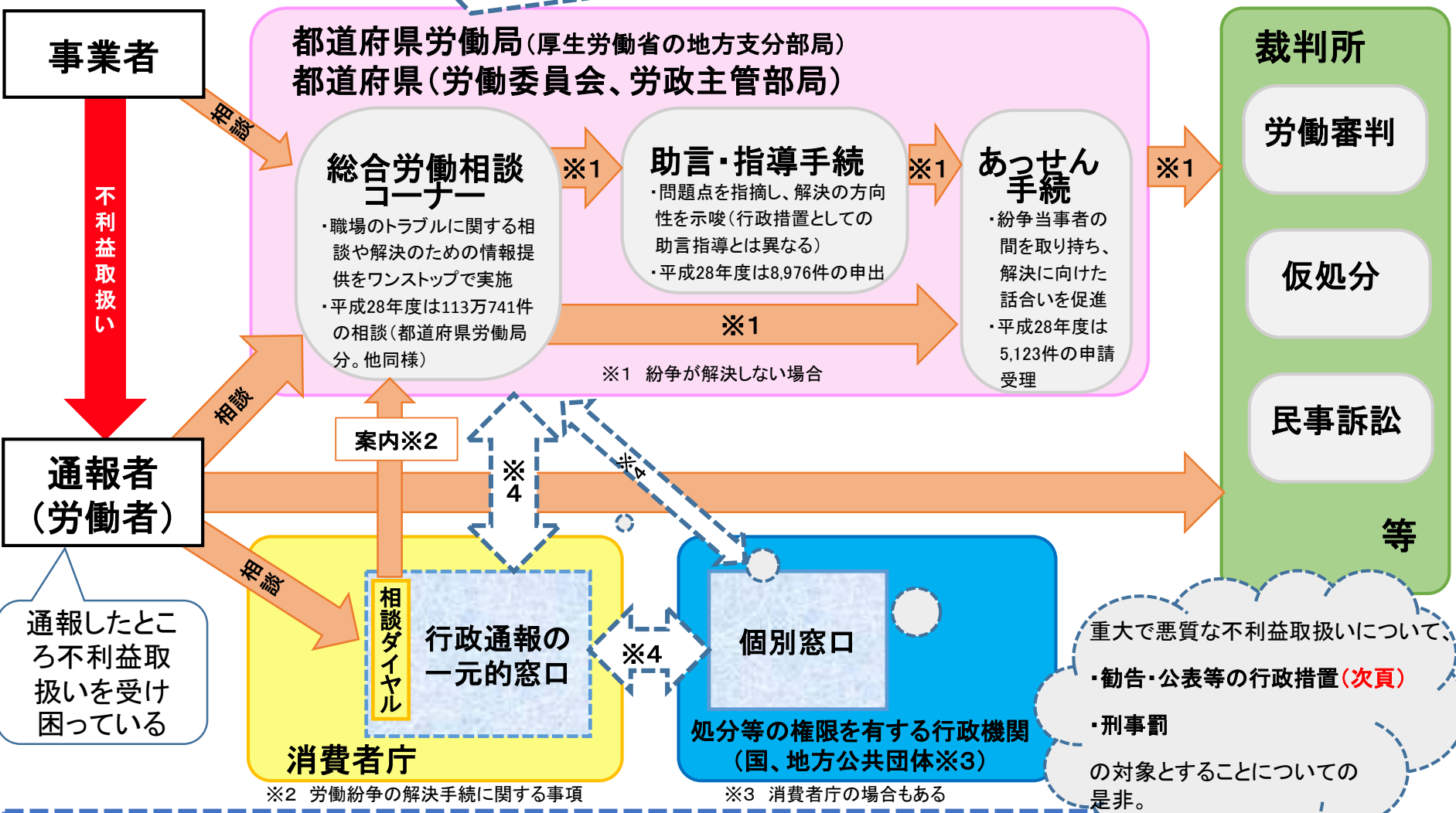


従来から行っている労働関連法令等に基づく解決に加えて、公益通報者保護制度に関する情報提供や同制度を踏まえた解決を促す等、**通報を契機とする労働紛争解決に関する機能の拡充を図ることの是非。**



※2 労働紛争の解決手続に関する事項
 ※3 消費者庁の場合もある
 ※4 関係行政機関の間での役割分担や連携・協力関係の構築等が必要。
 (例)・消費者庁: 不利益取扱いに関する相談等の受付・回付、法解釈等についての判断・情報提供、関係行政機関の連絡・調整等
 ・処分等の権限を有する行政機関: 通報対象事実該当性等についての判断・情報提供、通報対応等に関する必要な情報共有・連携等

通報を理由とした不利益取扱いに対する行政措置（イメージ）

